

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年六月三十日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則八―一八―三〇

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分
は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、
改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを
加える。

改正後	<p>附則</p> <p>この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。</p> <p>(削る)</p>
改正前	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 改正後の規則八―一八別表第三国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第二号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「司法試験に合格したもの」とあるのは、「司法試験に合格したもの又は司法試験法及び裁判</p>

(削る)

所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第十条の規定により同法附則第六条第二項に規定する新司法試験に合格した者とみなされた者」とする。

（令和二年度に実施する採用試験の特例）

第三条 令和二年度に実施する採用試験に係る別表第二の規定の適用については、同表国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項中「専門試験（記述式）、政策課題討議試験」とあるのは「専門試験（記述式）」と、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項中「専門試験（記述式）、政策論文試験」とあるのは「政策論文試験」とする。

別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官

職（第四条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	区分試験	国家公務員 （略）	採用総合職 人間科学 試験（院卒 者試験）
	区分試験の対象と なる官職	（略）	二 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して心理学、教 育学、福祉及び 社会学に関する

別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官

職（第四条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	区分試験	国家公務員 （略）	採用総合職 人間科学 試験（院卒 者試験）
	区分試験の対象と なる官職	（略）	二 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して心理学、教 育学、福祉及び 社会学に関する

	デジタル
知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	三 法第四十五条の二第一項第一号に規定する官職のうち、主として情報科学及び情報工学に関する知識、技術

知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	
--------------------------------------	--

工学	
四 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して計測、制御 、電気、電子、 通信、機械、航 空、土木、建築	又はその他の能 力を必要とする 業務に従事する ことを職務とす る官職

工学	
三 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して計測、制御 、情報工学、電 気、電子、通信 、機械、航空、	

薬学	化学・生物・	理・地球科学	数理学・物	
	六 (略)		五 (略)	、材料工学、原子力工学及び造船工学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職

薬学	化学・生物・	理・地球科学	数理学・物	
	五 (略)		四 (略)	土木、建築、材料工学、原子力工学及び造船工学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職

数理学・物 七	工学 六	デジタル 五
国家公務員採 官職	国家公務員採 用総合職試験（ 院卒者試験）の 項第四号に掲げ る官職と同一の 官職	国家公務員採 用総合職試験（ 院卒者試験）の 項第三号に掲げ る官職と同一の 官職

数理学・物 六	工学 五	
国家公務員採 官職	国家公務員採 用総合職試験（ 院卒者試験）の 項第三号に掲げ る官職と同一の 官職	

産	農業科学・水		化学・生物・ 薬学	理・地球科学
	九 国家公務員採 用総合職試験（	官職 る官職と同一の 項第六号に掲げ る官職と同一の 官職	八 国家公務員採 用総合職試験（ 院卒者試験）の 項第六号に掲げ る官職と同一の 官職	用総合職試験（ 院卒者試験）の 項第五号に掲げ る官職と同一の 官職

産	農業科学・水		化学・生物・ 薬学	理・地球科学
	八 国家公務員採 用総合職試験（	官職 る官職と同一の 項第五号に掲げ る官職と同一の 官職	七 国家公務員採 用総合職試験（ 院卒者試験）の 項第五号に掲げ る官職と同一の 官職	用総合職試験（ 院卒者試験）の 項第四号に掲げ る官職と同一の 官職

境	森林・自然環	農業農村工学	院卒者試験)の 項第七号に掲げ る官職と同一の 官職
採用総合職試験 (院卒者試験)	十一 国家公務員	十 国家公務員採 用総合職試験(院 卒者試験)の 項第八号に掲げ る官職と同一の 官職	

境	森林・自然環	農業農村工学	院卒者試験)の 項第六号に掲げ る官職と同一の 官職
院卒者試験)の 用総合職試験(十 国家公務員採	九 国家公務員採 用総合職試験(院 卒者試験)の 項第七号に掲げ る官職と同一の 官職	

		国家公務員	採用一般職 試験（大卒 程度試験）
の項第九号に掲げる官職と同一の官職	十二（略）	教養 （略）	デジタル・電気・電子
の項第九号に掲げる官職と同一の官職のうち、主として情報工学、通信、電気及び電子に関する知識、技術又はそ	十二（略）	教養 （略）	の二第一項第二号に規定する官職のうち、主として情報工学、通信、電気及び電子に関する知識、技術又はそ

		国家公務員	採用一般職 試験（大卒 程度試験）
項第八号に掲げる官職と同一の官職	十一（略）	教養 （略）	電気・電子・情報
項第八号に掲げる官職と同一の官職のうち、主として電気、電子、通信及び情報工学に関する知識、技術又はそ	十一（略）	教養 （略）	の二第一項第二号に規定する官職のうち、主として電気、電子、通信及び情報工学に関する知識、技術又はそ

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	採用試験の区分試験	試験種目
国家公務員 採用総合職	行政	(略)
試験（院卒）	人間科学 デジタル	

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	採用試験の区分試験	試験種目
国家公務員 採用総合職	行政	(略)
試験（院卒）	人間科学 （新設）	

採用総合職	国家公務員											者試験)	
	政治・国際	(略)	境	森林・自然環	農業農村工学	産	農業科学・水	薬学	化学・生物・	理・地球科学	数理科学・物	工学	
法律	(略)	(略)											

採用総合職	国家公務員											者試験)	
	政治・国際	(略)	境	森林・自然環	農業農村工学	産	農業科学・水	薬学	化学・生物・	理・地球科学	数理科学・物	工学	
法律	(略)	(略)											

(略)								程度試験)	試験(大卒	採用一般職	国家公務員	
(略)	林学	農業農村工学	農学	化学	物理	建築	土木	機械	気・電子	デジタル・電	(略)	(略)
(略)										(略)	(略)	(略)

(略)								程度試験)	試験(大卒	採用一般職	国家公務員	
(略)	林学	農業農村工学	農学	化学	物理	建築	土木	機械	情報	電気・電子・	(略)	(略)
(略)										(略)	(略)	(略)

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	採用試験の 区分試験	受験資格
国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）	行政 人間科学 デジタル	（略）
工学 数理学・物 理・地球科学 化学・生物・ 薬学 農業科学・水		

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	採用試験の 区分試験	受験資格
国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）	行政 人間科学 （新設）	（略）
工学 数理学・物 理・地球科学 化学・生物・ 薬学 農業科学・水		

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行

(略)	
(略)	化学・生物・ 薬学 農業科学・水 産 農業農村工学 森林・自然環 境 教養
(略)	

(略)	
(略)	化学・生物・ 薬学 農業科学・水 産 農業農村工学 森林・自然環 境 教養
(略)	

する。

(経過措置)

第二条 任命権者は、この規則の施行前に規則八―一八第十九条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づいて作成されたこの規則による改正前の規則八―一八別表第一国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項中電気・電子・情報の区分試験に係る採用候補者名簿でこの規則の施行の際現に有効なものに記載された者の中から、なお従前の例により職員を採用することができる。

(準備行為)

第三条 人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八別表第一国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項中デジタルの区分試験、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項中デジタルの区分試験及び同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項中デジタル・電気・電子の区分試験の実施に必要な準備行為をすることができる。